

別紙

「クルーズ船のホテルとしての活用に関する分科会 (ワーキンググループ) (第1回)」の議事概要

日時：平成29年6月29日(木曜日) 10:00～11:00
場所：中央合同庁舎4号館共用第1特別会議室

議事概要

- 事務局からクルーズ船をホテルとして活用する際の主な規制の運用の整理(旅館業法(旅館業法における営業許可の要否)、出入国管理及び難民認定法(外航クルーズ船の乗員の上陸許可期間の取扱い)、関税法(外航クルーズ船の食料等の輸入手続))等について説明が行われた。主な規制の運用の整理については、関係省庁の担当部局から前向きに対応する旨が示された。
- 各構成員、オブザーバーから以下の意見があった。
 - ・ホテルシップの誘致も含めてクルーズ船の積極的な誘致を調整したい。
 - ・手続きの簡素化等でどの程度効率化されるのか。
 - ・既存の物流との調整が一つの課題となるのではないか。
 - ・ホテルシップを行う埠頭については、激しい混雑が予想されるので、沿岸部の輸送を考慮して検討していくべき。
- 今日の議論を踏まえ、7月以降、早めに第二回分科会を開催し、とりまとめの方向性等を示すこととなった。また、当分科会の議論については、全国クルーズ活性化会議を通じてクルーズ船誘致に意欲のある全国の自治体(港湾管理者)等に対し共有し、本大会のみならず全国での活用に生かしていく旨が示された。

以上